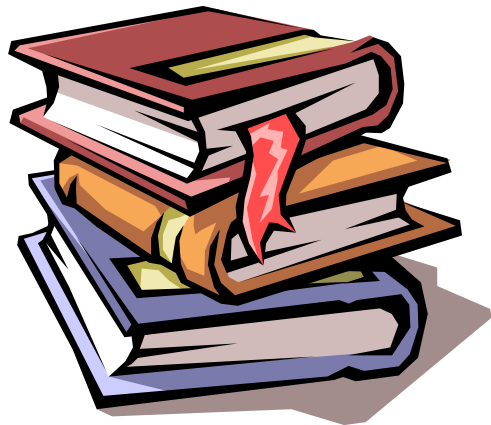


公益信託 山内順子奨学基金

案内書 (2026年度)



公益信託山内順子奨学基金

公益信託事務局

受託者 株式会社 伊予銀行

法人コンサルティング部

〒790-8514 松山市南堀端町1番地

「公益信託山内順子奨学基金」

設定趣意書

日本は、経済的に豊かであり、日々の生活は非常に便利になりました。

しかしながら、景気後退や、雇用形態の変化、災害等、子どもたち自身ではどうにもならない理由により、家庭が経済的に困窮し、意欲があっても修学が困難な学生の方がたくさんおられることを耳にすることもあります。また、経済的困窮により、勉学や部活動等、若者が人間らしく成長するための機会を奪われることは、地域社会の大きな損失でもあります。

私は、地元愛媛で長年、企業経営を地道に行ってまいりました。今日の私があるのも、私の事業や生活を支えてくれた地域社会の善意によるものだと考えております。

私の人生を支えてくれた社会に恩返ししたいという思いから、地域さらに日本の将来を担う若者を支援すべく奨学基金の設立を決意いたしました。

僅かではございますが、この奨学基金を利用された方々が、郷土愛媛はもとより、日本の一翼を担っていかれることを期待しております。

山内 順子

寄付金のお願

本公益信託の趣旨に賛同される方からの寄付を受付けております。なお、本公益信託への寄付金につきましては税制上の優遇措置があります。詳しくは公益信託事務局にお問合せください。

公益信託「山内順子奨学基金」の概要

委 託 者 山内順子

受 託 者 株式会社伊予銀行
 （信託事務局　／　法人コンサルティング部）

主 務 官 庁 愛媛県教育委員会

目 的 愛媛県内の中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校に在学し、学業・人物ともに優秀な生徒で、経済的理由により修学が困難な生徒に奨学上の支援を行い、もって地域社会のために貢献しうる有用な人材の育成に寄与することを目的とする。

発 足 日 2022年9月14日

特 記 事 項 認定特定公益信託

奨学制度の内容

【対象】

次の①～③に全て該当する方

（他の奨学金と併せての給付を受けることができます。）

- ① 愛媛県内に居住し、次のいずれかに該当する者
（ア）愛媛県内の中学校に在学する2年次以上の者
（イ）愛媛県内の高等学校（専攻科を含む）に在学する者

但し、定時制の課程及び通信制の課程に在学する者、既に高等学校を卒業した者を除く。

(ウ) 愛媛県内の中等教育学校に在学する２年次以上の者

(エ) 愛媛県内の高等専門学校に在学する者

但し、既に高等学校を卒業した者を除き、また専門課程に属する者を除く。

② 学業、人物ともに優秀な者

③ 経済的事情により修学困難な状況にある者

【奨学金の額】

１人 月額３万円

(原則、毎年８月・１月に各１８万円給付します。)

【進学準備金の額】

１人 １０万円（卒業予定年の２月）

高等学校、中等教育学校、高等専門学校の卒業後に、大学、短期大学、専門学校（専修学校専門課程）への進学を予定している奨学生

【給付期間】

正規の最短修学期間

(休学又は長期欠席等により、学問に精励している状態にないときは、その期間給付を休止する場合があります。近況報告に基づく継続審査があります。)

【給付・貸与の別】

給付（返還の必要はありません。)

【年度報告】

年度終了後、報告書を提出していただきます。

募 集 要 項（２０２６年度）

１．募集人員 ５名程度

２．応募方法

愛媛県内の中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校を通じて募集しますので、在学されている学校の担当窓口へお申し出ください。

３．学校推薦

応募者の中から「奨学生候補者」を各学校から推薦していただきます。

４．募集期間

２０２６年３月１６日（月）～５月８日（金）

（応募書類事務局必着）

５．選 考

各学校から推薦された「奨学生候補者」の中から、応募書類に基づいて運営委員会で選考します。

（７月開催予定）

６．結果通知

公益信託事務局から学校経由でご通知します。

７．奨学金振込

奨学生になられた方には、ご指定の銀行口座へ奨学金を振込みます。

８．その他

応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。